

## 各種使用基準

＜公民館グループ活動とは＞

公民館を使用する住民の自主的な学習グループで、その運営は代表者を中心に民主的に行われ、単なる技術習得にとどまらず、仲間作りを図りながら地域文化の向上に寄与していただくことが期待されています。

## ●グループ活動の基準

## 1 名称について

相互学習を行うグループとして、グループや集会の名称に、家元、流派、指導者、企業の名称など営利を主たる目的とする活動と混同されるおそれのある表現を使用することはできません。

## 2 会費の目安

1 人月額 3,000 円以下としてください。

※限度額の算定上、テキスト代・教材費等の実費及び部屋使用料相当額は除外してください。

## 3 広報活動について

ホームページやチラシ等の広報活動において、公民館使用許可申請書の内容と異なる表現を使用しないで下さい。また、営利を主たる目的とする活動と混同されないよう、表現や掲載方法について十分注意してください。

## 4 活動内容の確認について

活動内容を確認するため、活動中に職員が入室する場合があります。また、会計報告書の提出を指示した場合はこれに従ってください。

## 5 その他

公民館活動であることを念頭に置いて活動し、疑義が生じた場合は、窓口までご連絡・ご相談ください。

## ●行事・イベントに関する基準

グループの構成員以外の一般参加者を対象とする事業を行う場合は、この基準に従ってください。

## 1 入場料・参加費等（材料費・教材費等を含む全ての徴収額）を徴収する場合

1 人当たり 1 回 3,000 円以下とすること。

但し、1 人当たり 1 回 1,000 円を超える場合は、次の要件を満たすことを条件とする。

- (1) 収益が出ない（※1）よう努めること。
- (2) 実施後 2 週間以内に会計報告書を公民館に提出すること。

## 2 販売行為（バザーを除く。）を行う場合

- (1) 販売行為を行事・イベントの主目的としないこと。
- (2) 販売品目は、講座や催しの中で使用又は引用する教材・書籍（講座と同内容の書籍、演奏した曲目の入った CD など）に限られること。
- (3) 公民館活動として不相当と認められる販売行為（※2）でないこと。
- (4) 事前に販売品目等届出書を公民館に提出するとともに、販売後、速やかに販売実績報告書を提出すること。
- (5) 販売に関する公民館の指導に従うこと。
- (6) 当日、届出内容確認のため、職員が入室する可能性があること。

## 3 バザーを行う場合

- (1) 公用または社会教育・福祉活動を行うグループ・団体が、社会教育又は福祉活動の推進又は慈善のために行う活動であること。
- (2) 入場料は無料とし、目的及び収益金の主な使途を参加者に明示して行うこと。
- (3) 実施後 2 週間以内に会計報告書を公民館に提出すること。
- (4) 実施に当たっては、別に定める基準を守ること。

## 4 募金活動を行う場合

- (1) 社会教育又は福祉活動の推進又は慈善を目的に行うこと。
- (2) 募金の目的及び寄付先を参加者に明示して行うこと。
- (3) 募金に応じることを参加条件とし、参加者に強制したりしないこと。
- (4) 実施後 2 週間以内に会計報告書を公民館に提出すること。

※1 収益が出ない

募集人数に基づき算定した入場料・参加費等の総額が、開催に直接要する経費（会場使用料、講師料、ボランティア

謝金、保険料、材料費・教材費等、その他開催に当たり支出すべき費用）以下であることをいう。

※2 不相当と認められる販売行為の例

- ・当該講座や催しの参加者以外に販売する場合
- ・販売価格が著しく高額である場合
- ・実演販売とみなされる場合
- ・著作権法等法令に抵触する場合

## ●営利目的に関する使用基準

株式会社等の営利団体は、以下の活動内容に限り公民館を使用できるものとする。

## 1 全ての営利団体（株式会社等を含む。）が公民館を使用できる活動内容

- (1) 利用日が属する月の 2 ヶ月前の初日から受付
  - ア 人権、福祉、環境及び地域防災に関する課題にかかる企業内研修
  - イ 営利団体が社会貢献活動として実施する生涯学習事業
  - ウ 同業者組合、商店会及び商店連盟等が、地域おこしなど地域社会の発展と住民生活の充実に資する活動を行うための打合せ
- (2) 利用日の 1 ヶ月前から受付
  - ア 営利団体が行う社員研修
  - イ 営利団体が行う社員のレクリエーション（カラオケ、社員展及び遠足時休憩等）

## 2 特定の事業者が使用できる活動内容

- (1) 生涯学習事業者（※3）
  - ア 利用日が属する月の 2 ヶ月前の初日から受付
  - イ 実習室を活用する料理教室等の生涯学習事業
  - ウ 入場料無料で行う成果発表会（年間 2 回を限度とする）
- イ 利用日の 1 ヶ月前から受付
  - ア 文化教室等が行う上記 2(1) ア以外の生涯学習事業（公開講座、練習会及び親睦会等）
- (2) 福祉サービス事業者又は医療機関（福祉サービス事業者等）
  - ア 利用日が属する月の 2 ヶ月前の初日から受付
  - イ 国又は地方公共団体の認可を受けた福祉サービス事業者又は医療機関が利用者のために行う講座及びレクリエーションの活動
  - ウ 福祉サービス事業者又は医療機関が行う社内研修
- (3) 開発事業者
  - ア 利用日が属する月の 2 ヶ月前の初日から受付
  - イ 条例又は地元の要請に基づいて行う開発事業の地元説明会

## 3 民間教育力活用事業

民間教育力活用事業（公民館活用促進プロジェクト）として、中央公民館が別に定める基準に従い、使用許可申請を行い、許可を受けた場合

## 4 その他

- (1) 講師主体のグループ活動  
事業者名で公民館を使用しない講師主体のグループ活動については、別に定める「グループ活動の基準」によるものとする。
- (2) 参加費、教材等の販売等  
受講者から参加費を徴収し、又は教材等の販売等を行う場合は、上記 3 民間教育力活用事業を除き、別に定める「行事、イベントに関する基準」によるものとする。

※3 教育基本法第 3 条の理念を達成するために必要な事業を行う文化教室、スポーツクラブ等の事業者をいう。

以下については、別途基準がありますので、職員におたずねください。

- ★定期使用グループの登録・活動
- ★個人による使用許可申請に関する基準
- ★政治目的に関する使用基準
- ★宗教目的に関する使用基準

以下については、使用が制限または禁止される場合があります。

- ★申請内容和使用実態が異なる場合
- ★近隣住民や他の利用者に迷惑がかかる場合
- ★その他、教育委員会が使用を不相当とした場合